

公害 きれいな空気、公害のないまち

戦後、日本経済は急速に復興しましたが、一方で昭和20年代から昭和30年代にかけて「水俣病」や「四日市ぜんそく」など深刻な公害病が各地で発生しました。

その間、被害者等の厳しい訴訟運動によって、環境関係の法律、監視体制が国、地方公共団体によって見直されてきました。

こうした公害の歴史を学び、市は事業者や市民と協働して、健康で安全な暮らしを守り、うるおいのあるまちづくりを進めるために、監視・規制等の対策をさらに推進します。

また、きれいで安全な水を確保するために、水道水の安全性を維持し、生活排水の適正処理と事業活動による排水を監視します。

新たな問題として、化学物質などへの対策がクローズアップされていますが、その発生源と化学物質との関係が不明なこともあり、的確な情報の収集分析に努め、適正に管理すると同時に化学物質の危険性の情報を社会が共有するために、リスクコミュニケーション^{*}の推進を図ります。

また、騒音・振動等の生活公害等についても適切に対応します。さらに、ペット公害に関する市民への啓発を進めます。

2-1 大気

■方針・施策の考え方

市内には大気汚染の原因となる工場などの発生源はほとんど無く、自動車排気ガスによる大気汚染が大きな要因になっていると考えられます。

市内の大気の状態について、平成15年度は5地点（五日市街道、府中街道、国分寺街道、日吉町交差点、戸倉通り）で大気調査を行い、二酸化窒素、一酸化炭素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は、測定期間中全地点で環境基準^{*}値を下回っていました。しかしながら、今後も交通量の増加による大気汚染が進むことが懸念されるため、定期的に調査を行っていきます。

都市型の公害として増加しつつある悪臭問題に対しても適切な対応を行いました。廃棄物等の焼却行為によるダイオキシン類の発生等にも指導を行っていきます。

ディーゼル車排出ガス規制

都は、環境確保条例により、ディーゼル車排出ガス規制を2003（平成15）年10月から施行しています。

対象となるディーゼル車は、自家用か営業用かは問わず、バス、トラック及びこれらをベースにした特種自動車（例えば、キャンピングカー、清掃車、冷蔵冷凍車など）で、一般の乗用車は対象とはなりません。規制施行以降、条例で定めたPM排出基準に適合しないディーゼル車は、都内を走行できません。（ただし、新車登録から7年間は、規制の適用が猶予されます）。基準に適合しない車は、最新規制適合車や低公害車へ買い換えるか、知事が指定する粒子状物質を減少させる装置（PM減少装置）を装着する必要があります。

※リスクコミュニケーション：

環境でのリスクコミュニケーションとは、ある環境リスク（危険）について直接間接に関係する人々が意見を交換することです。リスクコミュニケーションは、どのような結果になるかではなく、意見交換の過程でどのような関係を作っていくかを重視しています。

■ 市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

きれいな空気を 確保する

(1) 有害排気ガスを削減する（自動車）

- ◆ 定期的モニタリング（大気）を実施し、そのデータの公表を継続して行います
- ◆ 公共的車輛の低公害車への転換を推進します
- ◆ 道路を整備して、交通渋滞を解消します
- ◆ 燃費の比較的良好な軽自動車等の使用啓発を行います
- ◆ 道路建設に際しては、様々な角度から環境への影響評価を検討します

(2) 自動車の利用を控える

- ◆ 公共交通機関をより多くの人々が利用するよう働きかけます

(3) 車優先社会から人間重視社会への転換を進める

- ◆ 生活道路への通過交通流入抑制策の実施（交通規制、狭さく^{*}、ハンプ^{**}など）を図ります
- ◆ 歩道の整備を推進します

(4) 悪臭の発生防止に努める

- ◆ 工場、飲食店等、臭気を発生する事業者に対し、設備の適正な維持管理を指導します。
- ◆ 農業において、たい肥づくりなどについては、周辺の環境に配慮して行うよう指導します。

2-2 水

■方針・施策の考え方

水に対する多くの恩恵を受けている私たちにとって、水を汚さない努力が必要です。そのためにも市は、事業場からの排水対策はもとより野川等の汚濁を監視し、地下水汚染の未然防止に努めます。

市内の下水道は、合流式を採用し雨水と生活排水をまとめて流しています。今後とも雨水の浸透対策を促進するよう浸透ますの設置を呼びかけていくとともに、雨水の積極的活用を推進し、合流式下水道への雨水の流入量を削減します。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

安全な水を確保する

(1) 地下水を保全する

- ◆殺虫剤・除草剤による汚染の防止に努めます
- ◆雨水浸透対策を促進（雨水浸透ます、透水性舗装等）します

(2) 事業活動による水質汚濁物質の排出を抑える

- ◆工場・特定施設への立入調査を実施し、水質汚濁物質の排出規制と指導を推進します

(3) 合流式下水道への流入雨水量の削減に努める

- ◆合流式下水道の合流改善（地下浸透へ）を進めます
- ◆雨水の積極的活用を図ります

(4) 生活排水処理の適正化に努める

- ◆単体ディスポーザーの使用を禁止します

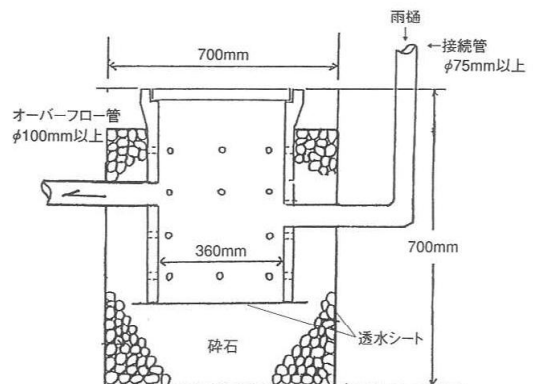
(5) 下水道の適切な維持、管理を図る

雨水浸透ますとはどんなもの



設置時にはますの周りと底に、雨水浸透専用の砕石と透水シートを敷き、より効率的に雨水が地下浸透する構造となっています。

雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を雨樋を通して地下に効率よく浸透させる事ができます。



参考図(360型浸透ます設置例)

2-3 騒音と振動

■方針・施策の考え方

市内には府中街道、五日市街道をはじめとして交通量の多い道路があり、自動車に起因する騒音、振動がかなりあります。騒音規制法^{*}に基づく要請限度は超えていないものの、一部環境基準値を超えているところがあり、低騒音型道路の整備等を推進する必要があります。また自動車の振動については、振動規制法^{*}に基づく要請限度は超えていないものの、業務車輛の適正な点検管理と道路整備等を推進する必要があります。

騒音、振動苦情では、建設作業を発生源とするものが多く、建設事業者の意識向上を図っていくことが課題になっています。大きな騒音、振動を伴う建設作業を行う場合、法により事前に届出が義務付けられているので、審査時等に指導を行って、騒音、振動発生の防止を図っていきます。

■市民・事業者・市の取り組み（方針・施策）の体系

静かな住みよい
まちをつくる

(1) 自動車の騒音・振動を調査する

◆定点測定を行い幹線道路の状況を把握します

(2) 自動車による騒音を低減する

◆低騒音型道路の整備を推進し、走行騒音の低減に努めます

(3) 工場・建設現場等の騒音・振動を軽減する

◆工場・事業場には騒音・振動の発生を防止するよう指導します

◆建設工事を行う場合、低騒音・低振動型の機械や工法を用いるよう指導します

(4) 日常生活の騒音の発生を抑制する

◆カラオケ等を使用する事業者には、騒音防止対策を行うよう指導します

◆給水ポンプ等の生活設備の設置は近隣に迷惑にならないよう指導します

2-4 化学物質

■方針・施策の考え方

私たちの豊かな生活は多種多様な「化学物質」によって支えられています。化学物質の多くは善悪の二面性を持ち、使用法を誤ると有害物質となる恐れがあります。したがって、化学物質はその目的に添った使用法を守り、その適正な使用量を遵守して、注意深く取り扱う必要があります。

東京都では子供を対象とした「化学物質の子供ガイドライン」に沿った対応を進めています。

過剰量の使用は厳に慎むべきで、これは化学物質を利用する際の最低限のルールです。

市は関係する法律及び条例を運用して、有害な恐れのある化学物質については、その排出量を把握し、適正に管理し、啓発の普及を図ります。

また、化学物質による環境リスクに対して、市民、NPO、産業界、市が化学物質に関する情報を共有するリスクコミュニケーションを促進させます。

さらに、有害化学物質の拡散防止の為に地下水、河川、土壌等の定期的モニタリング（測定）を行います。

■市民・事業者・市の取り組みの方針・体系

適正な使用と管理を行い安全と健康を守る

(1) 有害な恐れのある化学物質について、排出量を把握し、適正に管理する

◆関係する法律及び条例を適切に運用して、環境リスクを低減する。特に、「特定化学物質排出量把握・管理改善促進法（PRTR法^{*}）」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」に基づき、適正な管理指導を行います

(2) リスクコミュニケーションを促進する

◆有害化学物質に関する情報を収集し、情報をわかりやすい言葉で公開します

◆シックハウス症候群などの化学物質過敏症に関しては、実態調査、情報収集を進めます。また、公共の建設に対してはシックハウス症候群^{*}を考慮に入れて施工します

◆焼却炉（清掃センター等）の点検と焼却温度の監視を継続的に実施します

(3) 定期的モニタリングを実施し、そのデータを公表する

◆水質（地下水、湧水、河川等）及び大気、ダイオキシン類等の測定を継続して行います